

平成23年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者認定試験問題

刑 法

配点 100点

時間 90分

※ 試験開始の合図があるまで、
この問題冊子の中を見ないこと。

○既修者認定試験 刑法 (2011年度入学者用)

問題1

名譽毀損罪における真実証明の錯誤について、それを直接、扱っている1969年の最高裁大法廷判決（「夕刊和歌山事件」最大判昭44年6月25日刑集23巻7号975頁、以下「本判決」と引用してよい）の事案の概要とその判旨の内容を説明した上で、本判決と同様の事例が、かりに現在、最高裁で扱われたとすれば、本判決以降に出されている諸判例との関係から、どのような論理と結論になりうると考えられるか、論じなさい。なおその際には、以下の参考判例に言及すること。参考判例については、「判例①」「判例②」のように引用してよい（配点50点）。

参考判例

①百円チラシ事件（最決昭62年7月16日刑集41巻5号237頁）

②公衆浴場無許可営業事件（最判平元年7月18日刑集43巻7号752頁）

問題2

X、Yとが相談って、被害者Aに対して暴行・傷害を加えることを合意し、ある日、同一の場所で、ほぼ同時にそれぞれが刃物でAに切りつける行為を加えた。なおその際に、Aを殺害するまでのことはしないことが合意の内容であったが、XはひそかにAに対して殺意を抱いており、また当該加害行為の時点でもその意思を継続していたが、Xはその点をYに伝えず、またYもXの殺意を窺い知ることはできなかった。XとYの加害行為後Aは、死亡したが、その際の致命傷が、

- ①Xの切りつけ行為によるものであった場合、
- ②Yの切りつけ行為によるものであった場合、
- ③Aの死亡原因の致命傷は1つであったが、それがXの切りつけ行為なのか、Yの切りつけ行為なのかのいずれによるかが明らかでなかった場合、
- ④Aの致命傷は2つであり、その2つの傷は、それぞれXとYとによるものであったが、そのうち1つの傷であっても、Aは死亡するようなものであった場合

のそれについて、XとYの罪責について論ぜよ。その際には、自らの見解の論理を明確に示すとともに、これに関連すると思われる諸判例にも言及し、その関連判例の判例理論からの帰結とそれについての論評も含めること（配点50点）。